

鳥取県地域年金事業運営調整会議設置要綱

平成 24 年 12 月 20 日制定・施行
平成 26 年 8 月 27 日改正・施行
平成 28 年 8 月 23 日改正・施行
平成 29 年 8 月 21 日改正・施行
平成 31 年 2 月 18 日改正・施行
令和 3 年 10 月 28 日改正・施行

(目的・設置)

第 1 条

国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」(以下「地域年金展開事業」という。)を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、鳥取年金事務所に鳥取県地域年金事業運営調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第 2 条 調整会議は次の事項を所管する。

- (1) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

(委員の構成)

第 3 条 調整会議の構成員(以下「委員」という。)は別添のとおりとし、鳥取年金事務所長(以下、「代表年金事務所長」という。)が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、期間は翌年度の 3 月 31 日とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第7条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第8条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を鳥取年金事務所総務調整課に置く。

2 日本年金機構中国地域部代表年金事務所 広島東年金事務所地域調整課は事務局を補佐する。

(その他)

第9条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、代表年金事務所長が定める。

附則

1 この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、代表年金事務所長が参集を求めて開催する。

(別添)

鳥取県地域年金事業運営調整会議委員

鳥取県代表年金事務所長は、関係機関（団体）に対して委員の推薦を依頼など適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

- (1) 鳥取県社会保険委員会連合会が推薦する者
- (2) 財団法人鳥取県社会保険協会が推薦する者
- (3) 全国健康保険協会鳥取支部が推薦する者
- (4) 鳥取県社会保険労務士会が推薦する者
- (5) 鳥取県市長会が推薦する者
- (6) 鳥取県教育委員会が推薦する者
- (7) 厚生労働省中国四国厚生局が推薦する者
- (8) 鳥取県国民年金基金が推薦する者
- (9) 鳥取県年金受給者協会が推薦する者
- (10) 鳥取県商工会議所連合会が推薦する者
- (11) 学識経験者
- (12) その他代表年金事務所が適当と認める者

鳥取県地域年金事業運営調整会議運営要領

1. 協議（審議）事項

（１）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

事業計画・推進状況等を公開し、地域年金展開事業に対する理解を深めていただく。

- ・ 公的年金制度の動向などを紹介するとともに、その中で日本年金機構の位置付け及び担うべき役割の説明。
- ・ 各年金事務所の事業計画の報告。
- ・ 各年金事務所の事業実績及び具体的な取組等の報告

（２）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言

年金事務所の利用者及び関係者の意見・助言・ニーズを受け止め、事業推進の改善に反映させる。

- ・ 地域年金展開事業の内容を充実させるための意見・助言
- ・ 地域年金展開事業の効果的かつ効率的な進め方についての意見・助言
- ・ 新たに実施が望まれる事業についての意見・助言

（３）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

- ・ 地域年金展開事業推進に際して、関係者による連携・支援・協力の在り方の検討及び調整
- ・ 年金事務所のサービスに係る意見・助言
- ・ その他必要と認められる事項の意見交換

2. 開催

調整会議は、原則、年１回以上とし、委員長が参集を求め開催する。

ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

＜協議事項の例＞

開催時期	事業運営事項	地域年金展開事業項目
7月	・ 前年度事業実績状況 ・ 当該年度事業方針および事業計画 ・ 当該年度事業実績（中間） ・ 制度改正など	・ 地域連携事業の取組状況 ・ 地域セミナー事業の取組状況 ・ 地域相談事業の取組状況 ・ 年金委員活動支援事業の取組状況 ・ 年金委員委嘱拡大の取組状況 ・ ねんきん月間にかかる取組状況 ・ 地域年金推進員事業の取組状況 ・ 年金事務所お客様サービスモニター会議に基づくサービス改善の取組状況

3. 委員

鳥取年金事務所長（以下、「代表年金事務所長」という。）は、関係機関(団体)に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定する。

4. 委嘱・解嘱

（１）委嘱

上記３において推薦または承諾を得られた場合は、推薦書または承諾書を提出いただき、代表年金事務所長名の委嘱状を交付する。

（２）解嘱

任期の途中で委員を交代する場合は、辞退届を提出いただき、代表年金事務所長名の解嘱状を交付する。

5. 日本年金機構の会議出席者

日本年金機構の出席者は、調整会議の事務局として出席する。

《年金事務所》

- ・ 代表年金事務所長、副所長（地域年金展開事業担当）
- ・ 県内年金事務所長又は副所長
- ・ 代表年金事務所長が必要と認める日本年金機構職員

6. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を事務局が作成する。
なお、議事録または議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

7. その他

事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。